

四日市市告示第 483 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号）第 72 条の 4 第 2 項に基づき、次のように告示する。

令和 5 年 8 月 10 日

四日市市長 森 智広

1. 発表事項

日本アエロジル株式会社四日市工場における土壌汚染について

2. 発表内容

令和 5 年 8 月 9 日、三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 4 第 1 項に基づき、日本アエロジル株式会社（東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 1 号 取締役社長 フロリアン・キルシュナー）から同社四日市工場（四日市市三田町 3 番地）において、土壌汚染を発見した旨の届出がありました。

同社が工場敷地内において新プラントを建設するにあたり自主的に土壌を調査したところ「砒素及びその化合物」が土壌溶出量基準を超過しました。同工場では砒素及びその化合物の使用履歴がなかったことから、土壌汚染の原因は不明です。

基準を超過した有害物質及び濃度は次のとおりです。

< 土壌調査結果（溶出量） >

物質名	最大検出濃度 （土壌溶出量基準の倍数）	土壌溶出量基準
砒素及びその化合物	0.012mg/L（1.2倍）	0.01mg/L

3. 対応方針

- （1）8 月 10 日に現地確認を行います。
- （2）汚染が確認された地点は、シート養生により雨水浸透防止措置を講じたと事業者から報告を受けたため、現地にて対応状況を確認します。
- （3）事業者に対して、土壌汚染対策法に準じて工事予定地で土壌調査を行うとともに、工場敷地境界において地下水調査を実施するよう指導しています。
- （4）事業者に対して、汚染土壌については、土壌汚染対策法に準じて適正に処分するよう指導しています。

（環境部環境政策課）

位置図(1)



位置図 (2)



Google マップを加工して作成

日本アエロジル(株)四日市工場
三重県四日市市三田町3番地

施工範囲

■ : 施工範囲

● 基準値超過地点

【砒素及びその化合物】
土壌溶出量：0.012mg/L
基準値：0.01mg/L

